

玉城町保健福祉会館及びふれあいホール LED 照明設備更新工事
仕様書

1. 工事名

玉城町保健福祉会館及びふれあいホール LED 照明設備更新工事

2. 工事の趣旨・目的

地球温暖化対策に関する具体的施策として照明設備の LED 化を行うことで、消費電力の削減等による財政的負担の軽減を図り、行政運営における温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。

3. 工事期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 5 日（金）まで

4. 工事場所

三重県度会郡玉城町勝田地内

5. 契約上限額

22,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

※本金額は上限額であり、契約金額ではない。

6. 工事対象施設

玉城町保健福祉会館及びふれあいホール
（三重県度会郡玉城町勝田 4876 番地 1）

7. 工事内容

本工事は、保健福祉会館及びふれあいホールの既設照明器具を LED 照明器具に更新するにあたり、自ら行った提案を基に現地調査、施工、維持管理等について、町と合意した内容で実施すること。

(1) 調 査

- ① 現地調査について、施設内の既設照明器具の位置・器具種別・灯数・消費電力等を把握すること。
- ② 現地調査後、本事業のメリットを最大限に享受できる施工計画書（使用器具提案、廃棄処分等に関する内容を含む。）を作成し、町の承諾を受けること。

と。また、更新に際して見込まれる省エネ効果についての資料も併せて提出すること。

(2) 施 工

- ① 建築基準法、電気事業法、電気用品安全法、電気工事士法、消防法、労働安全衛生法、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、大気汚染防止法、建設業法等関係法令等を遵守すること。また、施工に際し、下記に示す各種標準仕様書に準拠すること。
 - ア 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和7年度版
 - イ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和7年度版
 - ウ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和7年度版
- ② 交換後のLED照明を安全に使用できる状態にすること。なお、LED照明を安全に通常使用するために必要な部品や消耗品は、全て請負者の負担で行うこと。
- ③ 作業に際し必要な場合は、請負者の負担において劣化したソケット支持金具、電線等の交換を実施し、施工後、安全に使用できるよう設置すること。また、器具交換等により生じた隙間等は、コーキング材等で適切に処置すること。
- ④ 作業時の安全管理に十分配慮するとともに施工時は、施設の構造、設備等に損害を与えないよう必要な養生を行うこと。また、施設職員、利用者、関係者及び第三者に危険を生じないように最大限配慮するとともに、騒音、振動等についても十分配慮すること。
- ⑤ 施工前、施工後の写真を撮影すること。また、設置後、不可視部分となる箇所においても写真を撮影すること。
- ⑥ 施工に伴い不要となった既存の安定器は撤去し、配線は適切に結線すること。不要となった既存蛍光灯、撤去した既存器具等は、請負者の負担で全て敷地外へ搬出し、関係法令に準拠し適切に処分すること。なお、処分業者までの搬入については、追跡調査（収集運搬業者）を行い写真で記録し提出すること。
- ⑦ アスベスト調査が必要と判断される場合は、請負者の負担により調査を実施すること。また、照明の交換にあたり、アスベストの除去が必要な場合は、当該照明の交換を中止し、速やかに玉城町に報告、対応を協議すること。
- ⑧ PCBが使用されている照明器具を発見した場合は、玉城町の指示に従うものとする。なお、PCBの処理にかかる費用は、玉城町の負担とする。
- ⑨ 施工前、施工後に照度測定を実施し、その結果を報告すること。また、測定箇所に関しては、各室とし、詳細は玉城町と事前協議のうえ決定すること。

- ⑩ 施工前及び施工後に既存分電盤の分岐回路ごとの絶縁測定を実施し、その結果を報告すること。絶縁測定において異常が検出された場合は、速やかに玉城町に報告すること。
- ⑪ 作業足場は、請負者の負担とし、法令に基づき、適切な設置管理を行うこと。
- ⑫ LED 照明の設置後は、必ず玉城町に立会いを求め、工事完了確認を行うこと。
- ⑬ 設置作業に使用する材料は、全て新品とすること。
- ⑭ 設置作業にあたっての安全管理については、関係法令に従い請負者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置作業により生じた施設設備、電気機器等への不具合や事故については、請負者の負担により対処すること。
- ⑮ 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に監督員及び施設管理者と調整し、事故及び紛争等を防止すること。
- ⑯ 搬出入経路については、施設管理運営上の支障に留意し、監督員及び施設管理者の承諾を得ること。
- ⑰ 請負者は、LED照明の設置完了後に速やかに施設ごとに自主検査を行い、必要な性能が確保されていることを確認すること。
- ⑱ 請負者は、施設ごとの自主検査の結果を監督員に報告すること。自主検査項目は、点灯確認、外観確認、設置状況確認、照度測定結果、絶縁測定結果等を含むものとする。監督員は報告の受領後、必要に応じて現場の確認を行う。
- ⑲ 上記の⑰又は⑱の確認の結果、不具合が発見された場合は、請負者の負担と責任において、LED照明及び周辺機器が正常に動作するよう、必要な調整作業を実施すること。
- ⑳ LED照明化に当たり消防署等への届出が必要な場合は、監督員に情報提供の上、必要な届出を行うこと。
- ㉑ LED照明の設置完了後の検査時又は検査後において、未施工の照明が残存していることが判明した場合は、請負者の責において施工すること。
- ㉒ 工事は、原則として以下の日時にて行うこと。ただし、事前に玉城町の承諾を得た場合はこの限りではない。
 - ・執務室、デイサービス等の事業実施室：平日執務時間外または日曜日
 - ・会議室等：利用予約のない時間帯（空室時）

8. 機器仕様

本事業で使用する照明器具の条件は下記内容を満たすものとする。

① 構造・規格等

- ア LED照明器具及び付属部品等は新品であること。LED照明器具は、ランプの交換ではなく器具ごと交換とすること。
- イ 交換する器具は原則既存器具と同形状、同構造のものとする。また、設置の際に、天井に隙間等が生じないように処置すること。可能な限り、既設照明器具の取付跡が見えないよう配慮すること。
- ウ 一般社団法人日本照明工業会に加盟する国内メーカーの製品であること。
- エ LED照明器具のメーカーは原則統一すること。ただし、一つのメーカーが使用想定しているすべての種類の照明器具を製造していない場合があることから、設置する照明器具は、複数のメーカーの製品を組み合わせることも可能とする。
なお、保守管理が混乱しないように、照明器具の種類(ベースライト、ダウンライト、屋外照明、高天井照明、非常照明、誘導灯等)ごとに同一メーカーの製品でまとめることとする。
- オ ISO9001、ISO14001の認証取得工場で製造していること。
- カ 電気用品安全法(PSE)に適合していること。
- キ 本事業に関連するJIS(日本産業規格)、JIL・JEL・JLMA(日本照明工業会)、各種ガイドライン等の各種規格に適合するもの又は同等以上のものであること。
- ク 各施設とも各階にある既存操作盤(スイッチ)で操作できるようにすること。
- ケ グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)の「特定調達品目」の判断の基準を満たすこと。
- コ 誘導灯および非常用照明器具については、消防法および建築基準法等の関係法令に適合し、関係機関の認定(評定)を受けた製品とすること

② 性能等

- ア LEDの寿命は40,000時間以上の製品とすること。
- イ 外部に設置するLED照明器具については、適切な防水性、耐候性、耐食性を有すること。
- ウ 既存の照明器具と同等以上の照度が確保できる器具とすること。
- エ 色温度及び平均演色評価数(Ra)は、原則、既存の照明器具と同等とすること。
- オ 既設照明に付属機器及び自動点灯機能等がある場合は、交換するLED器具も同様に付属機器及び自動点灯機能等を備えること。

9. 提出書類

各工程に応じて下記の書類を提出すること。

【契約締結後】

- ・工事着手届
- ・実施工程表
- ・現場代理人、主任技術者通知書
- ・作業員名簿（従事者の役職、氏名、資格等）
- ・施工計画図

【設置完了後】

- ・工事完成報告書
- ・施工前後の工事写真（書類及び電子データ）
- ・実施設計図、積算内訳書（書類及び電子データ）
- ・竣工後の平面図及び設備仕様書（電子データ）
- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
- ・完成図書（上記資料をA4ファイル等に綴じたもの）

※完成図書及び電子データは1部作製し提出すること。

【適時】

- ・打合せ記録簿
- ・その他必要と判断された書類

上記各電子データ 1式

10. その他留意事項

- （1）請負者は、本工事の遂行にあたって町と十分に連携しながら作業するとともに、関係する法令等を遵守すること。
- （2）請負者は、本工事の遂行にあたって中立的な立場を保ち、工事上知り得た秘密を他に漏らしてはいけない
- （3）請負者は、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等がないよう万全の注意を払うこと。
- （4）請負者は、本工事を第三者に再請負することはできない。
- （5）本工事により作成した成果品及びその他の二次著作物の著作権等については、町に帰属するものとする。

- (6) 第三者が権利を持つ素材を利用する場合は、請負者が著作権者の承諾を得て行うものとし、町が著作権を持つ素材の利用についても同様とする。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときには、請負者は、一切の責任を負うものとする。
- (7) 請負者は、本工事の進捗状況について、適宜町保健福祉課に報告すること。
- (8) 工事請負契約後、契約金額の範囲内において、町と請負者が相互に協議のうえ、必要に応じて仕様書を変更する場合がある。
- (9) その他、本工事を円滑に進めるため、本仕様書に定めのない事項については、町と請負者が相互に協議のうえ、決定するものとする。